

平成 16 年 2 月 24 日

各 位

会 社 名 日本トランスシティ株式会社
代表者名 取締役社長 小林 長 久
(コード番号 9310 東証・名証 第一部)
問 合 せ 先 経 理 部 長 八 代 雅 秀
TEL 0593-53-5211

2008 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 2 月 24 日開催の取締役会において、2008 年 3 月 12 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社 債 の 名 称 日本トランスシティ株式会社 2008 年 3 月 12 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債 (以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 本 社 債 の 発 行 総 額 1,500,000,000 円
3. 本 社 債 の 発 行 価 額 本社債額面金額の 100% (各本社債額面金額 1,000,000 円)
4. 本新株予約権の発行価額 無償とする。
5. 払 込 期 日 及 び 発 行 日 2004 年 3 月 12 日 (スイス時間。以下別段の表示がない限り同じ。)
6. 募 集 に 関 す る 事 項
 - (1) 募 集 方 法 Tokyo-Mitsubishi International plc, London, Zurich Branch (以下「TMIZ」という。)による総額買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場 (ただし、米国を除く。)における私募
本社債額面金額の 102.5%
 - (2) 発行価格 (募集価格)
7. 本新株予約権に関する事項
 - (1) 本 新 株 予 約 権 の 目 的 的 である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転 (以下当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記(3)記載の転換価額で除した数とする。ただし、本新株予約権の行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、これにつき現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。
1,500 個
 - (2) 本新株予約権の総数
 - (3) 本 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 払 込 を な す べ き 額
本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。
当初転換価額
本新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1 株当たりの額 (以下「転換価額」という。)は、当初、当社の代表取締役社長が、当社取締役会の授権に基づき、本新株予約権付社債に係る条件決定の日 (ただし、平成 16 年 2 月 24 日から同月 25 日までの間とする。)の株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の 110% から 120% の範囲で、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。
転換価額の調整
転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数 (ただし、当社普通株式に係る自己株式を除く。)をいう。

ご注意：この文書は、当社が 2008 年 3 月 12 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

$$\text{調整後 転換価額} = \frac{\text{調整前 転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行 株式数} + \frac{\text{新発行・処分 株式数}}{\text{1株当たりの 発行・処分価額}} \times \text{時 価}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

転換価額の下方修正

2006年3月3日（日本時間。以下「第1決定日」という。）及び2007年3月2日（日本時間。以下「第2決定日」という。）までの10連続取引日（同日を含む。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満は切り上げる。）（以下「現在決定日価額」という。）が、各決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、2006年3月13日及び2007年3月12日（日本時間。それぞれ、以下「効力発生日」という。）以降、現在決定日価額に修正されるものとする。ただし、転換価額は、その修正の結果として、第1決定日に有効な転換価額の80%未満に減額されることはないものとする。修正後転換価額が第1決定日に有効な転換価額の80%未満となる場合は、修正後転換価額は、第1決定日に有効な転換価額の80%に相当する金額（1円未満は切り上げる。）とする。また、当該修正及び調整の結果、適用ある日本の法律の下で、全額払込済かつ追加払込義務のない当社普通株式が適法に発行できなくなるような転換価額の下方修正はなされないものとする。

- (4) 本新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また本新株予約権の理論的価値と、本社債に利息を付さないこと、発行価額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的な価値とを勘案して、本新株予約権の発行価額を無償とした。また、本社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額とし、当初転換価額は上記(3)の定めに従い決定される額とする。

- (5) 新株の発行価額中の資本組入額
(6) 本新株予約権の行使請求期間

資本組入額とは、当該発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果として1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

2004年3月26日から2008年2月27日まで（いずれもロンドン時間）とする。ただし、2008年2月27日以前における期中繰上償還の場合には当該償還日に先立つ5銀行営業日目の日まで、期限の利益喪失の場合には、期限の利益喪失時までとする。上記いずれの場合も、2008年2月27日（ロンドン時間）より後に新株予約権を行使することはできない。（「銀行営業日」とは、ロンドン及び東京において銀行が営業している日をいう。）

- (7) その他の本新株予約権の行使の条件
(8) 代用払込に関する事項

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使したときは社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなす。

- (9) 本新株予約権の消却事由及び消却の条件
(10) 行使によって交付された株式の配当起算日

消却事由は定めない。

本新株予約権の行使により交付する株式に関する利益配当金又は中間配当金（商法第293条ノ5による金銭の分配）は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間（現在3月31日及び9月30日に終了する各6ヶ月の期間をいう。）の初めに本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。

8. 本社債に関する事項

- (1) 額面総額及び発行総額 1,500,000,000 円
(2) 各本社債券の金額 1,000,000 円

ご注意：この文書は、当社が2008年3月12日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (3) 本 社 債 の 利 率
- (4) 満 期 償 還
- (5) 繰 上 償 還

本社債には利息は付さない。

2008年3月12日に、本社債額面金額の100%で償還する。

税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更により、本社債に関する次回の支払に関し、追加支払の必要があることをTMIZに了解させた場合、当社は、その選択により、本社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をすることにより、いつでも、本社債の全部（一部は不可。）を本社債額面金額で繰上償還することができる。

当社が他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議し、その結果当社普通株式について東京証券取引所その他日本の証券取引所又は店頭市場から上場廃止となるとき、法律上可能でありかつ実務的にも実行可能である場合は、当社は本新株予約権の行使請求を行った本新株予約権付社債所持人が、かかる株式交換又は株式移転の効力発生の直前にかかる行使の請求を行った場合に受け取ることができる種類及び数の当社の株式を有する当社の株主が、かかる株式交換又は株式移転により受け取ることができる種類及び数の完全親会社の株式及びその他の有価証券並びに資産をかかる株式交換又は株式移転により受け取ることができるようにするために最善の努力をするものとする。当社が最善の努力をしたにもかかわらず、かかる行使の請求により発行される当社の完全親会社の株式及びその他の有価証券並びに資産への変更が本社債権者に対して提案されなかったか、若しくは、かかる提案はなされたが承諾期日の最終日まで全ての本社債権者に受け入れられなかった場合には、当社は、その選択により、当該株式交換又は株式移転の効力発生日前に、本社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をすることにより、2004年3月13日以降いつでも、本社債の全部（一部は不可。）を本社債額面金額に対する下記の割合で表わされる償還金額で繰上償還することができる。

2004年3月13日から2004年9月11日まで	102.00%
2004年9月12日から2005年3月11日まで	101.75%
2005年3月12日から2005年9月11日まで	101.50%
2005年9月12日から2006年3月11日まで	101.25%
2006年3月12日から2006年9月11日まで	101.00%
2006年9月12日から2007年3月11日まで	100.75%
2007年3月12日から2007年9月11日まで	100.50%
2007年9月12日から2008年3月11日まで	100.25%

- (6) 買 入 消 却

当社は、随時本社債を買入れ、これを消却することができる。かかる消却をする場合、当社は当該本社債に係る本新株予約権につきその権利を放棄するものとする。なお、当社の子会社も、随時本社債を買入れ、当該本社債に係る本新株予約権とともにこれを放棄することができる。

- (7) 社 債 券 の 様 式

無記名式新株予約権付社債券

- (8) 本社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

- (9) 財 務 上 の 特 約

担保設定制限が付される。

- 9. 上 場 取 引 所

該当なし。

以 上

(ご参考)

1. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

手取金概算額 1,480 百万円は、全額運転資金に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 会社収益への影響

今回の資金調達により、金融収支の改善等を見込むことができます。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社グループは物流事業が中心であるため、多額の投資を要し、投下資本の回収は長期にわたります。したがって、株主各位への利益配当につきましては、財務体質の強化を図るため、内部留保にも配慮しつつ、安定した配当を行うことを基本として、業績に応じた成果の配分を実施いたしたいと考えております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

当該年度の業績及び上記の基本方針に基づき総合的に判断し、決定することとしております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保金については、経営体質の一層の充実および将来の事業展開に役立てることとしたいと存じます。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況

	平成 13 年 3 月期	平成 14 年 3 月期	平成 15 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	56.98 円	6.78 円	2.01 円
1 株当たり配当金	7.50 円	7.00 円	7.00 円
実績配当性向		103.2%	348.3%
株主資本純利益率		1.66%	0.61%
株主資本配当率	1.82%	1.71%	1.65%

(注) 1. 各決算期の株主資本純利益率は、当該決算期間の当期純利益を株主資本（当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均）で除した数値であります。

2. 各決算期の株主資本配当率は、当該決算期間の年間配当総額を株主資本（当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均）で除した数値であります。

ご注意：この文書は、当社が 2008 年 3 月 12 日満期円貨建轉換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定であるため、算出しておりません。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成13年3月期	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期
始値	206円	194円	250円	206円
高値	219円	261円	257円	273円
安値	184円	188円	192円	206円
終値	194円	245円	216円	250円
株価収益率		36.13倍	107.46倍	

(注) 1. 平成16年3月期については、平成16年2月23日現在で表示しております。

2. 各決算期の株価収益率は、当該決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

3. 平成13年3月期の株価収益率につきましては、1株当たり当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

以上

平成 16 年 2 月 24 日

各 位

会 社 名 日本トランスシティ株式会社
代 表 者 名 取締役社長 小 林 長 久
(コード番号 9310 東証・名証 第一部)
問 合 せ 先 経 理 部 長 八 代 雅 秀
TEL 0593-53-5211

2008 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行条件の決定に関するお知らせ

平成 16 年 2 月 24 日開催の当社取締役会において決議いたしました 2008 年 3 月 12 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)の発行に関し、発行条件について決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本新株予約権に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額 本社債の発行価額と同額とする。
本新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1 株当たりの額 285 円
(以下「転換価額」という)
(参考)決定日(平成 16 年 2 月 24 日)における株価等の状況
イ. 株式会社東京証券取引所における終値 246 円
ロ. アップ率 $\left[\left(\frac{\text{転換価額}}{\text{株価(終値)}} - 1 \right) \times 100 \right]$ 15.85%
- (2) 新株の発行価額中の資本組入額 本社債額面 100 万円につき 50 万円

2. 本新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権の理論的価値と、本社債に利息を付さないこと、本社債の発行価額その他の発行条件により当社が得ることのできる経済的な価値とを勘案して、本新株予約権の発行価額を無償とした。本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案し、平成 16 年 2 月 24 日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を 16%上回る額(円未満切捨て)とした。

ご注意:この文書は、当社が 2008 年 3 月 12 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(ご参考)2008年3月12日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の概要

- | | |
|-----------------------------|--|
| (1) 本 社 債 の 発 行 総 額 | 15 億 円 |
| (2) 発 行 決 議 日 | 平 成 16 年 2 月 24 日 |
| (3) 申 込 期 間 | 該 当 な し。 |
| (4) 払 込 期 日 及 び 発 行 日 | 2004 年 3 月 12 日 (ス イ ス 時 間) |
| (5) 新 株 予 約 権 の 行 使 請 求 期 間 | 2004 年 3 月 26 日 から 2008 年 2 月 27 日 まで (い ず れ も ロ ン ド ン 時 間) と す る。た だ し、 2008 年 2 月 27 日 以 前 に お け る 期 中 繰 上 償 還 の 場 合 に は 当 該 償 還 日 に 先 立 つ 5 銀 行 営 業 日 目 の 日 まで、 期 限 の 利 益 喪 失 の 場 合 に は、 期 限 の 利 益 喪 失 時 まで と す る。 上 記 い ず れ の 場 合 も、 2008 年 2 月 27 日 (ロ ン ド ン 時 間) より 後 に 新 株 予 約 権 を 行 使 す る こ と は で き な い。 (「 銀 行 営 業 日 」 と は、 ロ ン ド ン 及 び 東 京 に お い て 銀 行 が 営 業 し て い る 日 を い う。) |
| (6) 償 還 期 限 | 2008 年 3 月 12 日 (ス イ ス 時 間) |

以 上